

事 業 主 様

東京実業健康保険組合

「組合からのお知らせ」の送付について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今月分の「組合からのお知らせ」を下記のとおり取りまとめ、ご案内いたします。
ご多忙とは存じますが、皆さまにご周知いただきますようお願い申し上げます。

内容等についてご不明な点がございましたら、各担当課までお問合せください。

なお、リーフレットやポスター等につきましては最終ページ以降にまとめてお送りして
いますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- (1) 高額療養費制度の改正について P1
- (2) 被扶養者対象「令和8年度 特定健康診査受診券」送付について P2
- (3) スマートフォンを活用した「ウォーキング大会」のお知らせ P3
- (4) 令和8年度 契約健診（医療）機関の新規契約および契約解除等について . . P4～5
- (5) 健康づくり支援ポスターの送付について P6
- (6) 令和8年度 「芋掘り」のご案内 P7～8
- (7) スポーツ施設「ルネサンス」キャンペーンのご案内 P9
- (8) 「個人情報保護の取り組みについて」のリーフレット送付について P10
- (9) 健康保険組合連合会「4つの約束・3つのお願い」のリーフレット送付について P11
- (10) 機関誌等のメール配信のご案内 P12～13

- ・『「頑張る」ではなく、「仕組み」で見直す食生活』（ポスター）
- ・チラシ（ルネサンス）
- ・「個人情報保護の取り組みについて」（リーフレット）
- ・「4つの約束・3つのお願い」（リーフレット）

◆当組合ホームページ【事務担当者の方へ】に「組合からのお知らせ」の最新号および、
バックナンバーを掲載しておりますのであわせてご覧ください。

ホームページ <https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>



※各申込書等をFAXしていただく際には、必ず番号をお確かめのうえ、押し間違いの
ないようお願い申し上げます。

(1) 高額療養費制度の改正について

高齢化の進展や医療の高度化により医療費は年々増加しています。この状況の中で、国民皆保険を守りながら、必要な医療を安心して受け続けられるようにするため、令和8年8月から高額療養費制度が改正されます。

皆さまにはご負担をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

《令和8年8月からの高額療養費制度の改正のポイント》

- 1ヵ月の自己負担限度額が引き上げられます。
- 1年間（8月～翌年7月）の自己負担を合計した「年間上限」が新設されます。
- 今回の改正では、多数該当の自己負担限度額の変更はありません。

《令和8年8月から令和9年7月までの自己負担限度額》

【70歳未満】

所得区分 (標準報酬月額)	適用区分	自己負担限度額	年間上限
83万円以上	ア	270,300円+(医療費-901,000円)×1% <140,100円>	1,680,000円
53万円～79万円	イ	179,100円+(医療費-597,000円)×1% <93,000円>	1,110,000円
28万円～50万円	ウ	85,800円+(医療費-286,000円)×1% <44,400円>	530,000円
26万円以下	エ	61,500円 <44,400円>	530,000円 (*1)
低所得者 (市区町村税非課税者)	オ	36,900円 <24,600円>	290,000円

【70歳～74歳】

所得区分 (標準報酬月額)	適用区分	自己負担限度額		年間上限
		外来(個人ごと)	入院+外来(世帯)	
83万円以上	現役並みⅢ	270,300円+(医療費-901,000円)×1% <140,100円>		1,680,000円
53万円～79万円	現役並みⅡ	179,100円+(医療費-597,000円)×1% <93,000円>		1,110,000円
28万円～50万円	現役並みⅠ	85,800円+(医療費-286,000円)×1% <44,400円>		530,000円
26万円以下	一般	22,000円 (年間上限216,000円)	61,500円 <44,400円>	530,000円 (*1)
低所得者 (市区町村税非課税者)	低所得Ⅱ	11,000円 (年間上限96,000円)	25,700円 <24,600円>	290,000円
	低所得Ⅰ	8,000円	15,700円	180,000円

< >内は多数該当の自己負担限度額(年4回以上)

*1 適用区分「エ」に該当する方で標準報酬月額が15万円以下の場合は、年間上限41万円が適用されます。

- 組合独自の付加給付金(一部負担還元金、家族療養費付加金等)における控除額については、今回の制度改正による変更はございません。
- なお、令和9年8月からは所得区分の細分化が実施される予定です。

【問合せ】

東京実業健康保険組合 審査第二課

TEL 03-3663-1361(代)

(2) 被扶養者対象「令和8年度 特定健康診査受診券」送付について

「令和8年度 特定健康診査受診券」(健保連 集合契約Aタイプ)を6月25日付で被扶養者(対象:40歳~74歳までの方)のご自宅へ送付いたしましたのでお知らせいたします。

特定健康診査の受診案内・受診券・ご自宅周辺の契約健診(医療)機関が掲載された**圧着封筒**を送付しております。また、掲載以外の契約健診(医療)機関の受診を希望される場合は、当組合ホームページにてご確認ください。

〔表〕

受診案内

〔裏〕

受診券

契約健診(医療)機関リスト

特定健診とは、40歳~74歳までの方を対象に生活習慣病に深く関わる「メタボリックシンドローム」の発見に的を絞った健診で、健保組合に実施、報告が義務付けられています。当組合の被扶養者の受診率は毎年低い状態にあります。ご家族の健康は社員の方の健康にもつながります。年に1回の健康診断の受診を勧めていただきますようお願いいたします。

当組合が実施する健康診断は、年度内(4月から翌年3月末日)1回の受診となります。

東振協の特定健診「E区分」、生活習慣病予防健診「B・C3・D2区分」、総合健診(日帰り人間ドック)契約施設・東実総合健診センターには特定健診の検査項目が網羅されているため、**特定健診を受診したことになります。**今回の特定健診と重複しての受診はできませんので、ご注意ください。

また、パート先など、当組合で実施している健診以外で特定健診の検査項目を含む健診を受診した方は、「健診結果表」のコピーと特定健診「質問票」を健康管理課へご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

【問合せ】

〒103-8465

東京都中央区東日本橋3-10-4

東京実業健康保険組合 健康管理課

TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

(3) スマートフォンを活用した「ウォーキング大会」のお知らせ

令和8年度も当組合の健康情報ポータルサイト「P e p U p (ペップアップ)」を活用したウォーキング大会を開催いたします。参加費は無料ですが、参加には「P e p U p」の事前登録が必要です。(申請から登録完了まで約2週間かかります。) P e p U p の申請・登録および大会の詳細につきましては、当組合ホームページ NEWS&TOPICS 「イベント」→「スマホウォーキング大会 2026 を開催します!」をご覧ください。

P e p U p の「ユーザー申請フォーム」はこちら➡



- | | |
|--------------|---|
| 1. 参 加 対 象 者 | 被保険者および被扶養配偶者
※参加条件がありますので、詳細はホームページをご覧ください。 |
| 2. 開 催 期 間 | 10月1日(木)～11月30日(月) |
| 3. エントリー期間 | 8月1日(土)～ 9月30日(水) |
| 4. エントリー方法 | 個人でもチーム(2名～10名)でも参加できます。
参加は個人、チームいずれも上記エントリー期間中に「P e p U p」のウォーキングラリー画面から”参加ボタン”を押下してください。 |
| 5. 競 技 方 法 | 個人、チーム別に当組合が設定した目標歩数(一日の平均歩数)の達成をめざします。なお、チームで参加すれば、下記個人賞にチーム賞上乘せのチャンスがありますので、チームでの参加がおすすめです。 |
| 6. 表 彰 | 目標歩数を達成すると P e p U p 上で電子マネー等と交換できる P e p ポイントを進呈します。
個 人 賞 8,000 歩以上 1,400 ポイント(1,000 円相当)を進呈
6,000 歩以上 700 ポイント(500 円相当)を進呈
チ ー ム 賞 8,000 歩以上 700 ポイント(500 円相当)を進呈 |

【問合せ】

〒103-8465

東京都中央区東日本橋 3-10-4

東京実業健康保険組合 健康管理課

TEL03-3663-1361(代)/FAX 03-3663-1510

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp>

(4) 令和8年度 契約健診(医療)機関の新規契約および契約解除等について

1. 生活習慣病予防健診「施設健診」(A1・B・D1・D2区分)の契約健診(医療)機関に新規契約、契約解除がありましたのでご案内いたします。

また、補助金を利用して上部消化管内視鏡検査が受けられることとなりました施設をご案内いたします。

●新規契約

都道府県名	コード番号	契約健診(医療)機関名称	所在地	電話番号	D区分	上部消化管内視鏡	子宮	乳房	
								超音波	マンモ
山形県	06005	医療法人財団明理会 山形ロイヤル病院	山形県東根市大森2-3-6	0237-43-8080	×	×	×	×	×
東京都	13496	医療法人社団東京桜十字 六本木ヒルズ桜十字クリニック	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワーウエストウォーク6階	0570-07-5050	×	○	○	○	○
東京都	13498	医療法人財団 立川中央病院附属健康クリニック	東京都立川市柴崎町3-14-2 BOSENビル	0570-032-220	×	○	○	○	○
東京都	13499	社会医療法人財団仁医会 ミラベル健診プラザ大井町	東京都品川区広町2-1-2 1 OIMACHI TRACKS BUSINESS TOWER 5F	03-6428-7489	×	○	○	○	○
神奈川県	14110	医療法人社団 亮正会 高津中央クリニック	神奈川県川崎市高津区溝口1-16-3	044-822-1278	○	○	○	●	●
三重県	24014	医療法人 津健康クリニック	三重県津市観音寺町799-7 TTCビル3F	059-226-0456	○	×	○	●	●
広島県	34022	医療法人社団健生会 いそだ病院	広島県福山市松浜町1-13-38	084-922-3346	○	○	○	○	○
福岡県	40058	医療法人社団 高邦会 福岡中央病院	福岡県福岡市中央区薬院2-6-1 1 予防医学センター	092-741-8452	○	○	○	○	○

※乳房診検査欄の●印は、検査の際「視・触診」が実施されます。
自己負担金が発生する事がありますので予約の際ご確認ください

●上部消化管内視鏡検査受診可能機関

都道府県名	コード番号	契約健診(医療)機関名称	所在地	電話番号	内視鏡検査料金(税込)
新潟県	15001	一般社団法人 新潟県労働衛生医学協会	新潟県新潟市西区北場1185-3	025-370-1960	18,150円
大阪府	27015	コーナンメディカル鳳総合健診センター	大阪府堺市鳳東町4-401-1	072-260-5555	18,711円
大阪府	27021	KKC ウエルネス新大阪健診クリニック	大阪府大阪市淀川区西中島6-1-1 新大阪プライムタワー7階	050-3541-2262	20,900円
大阪府	27042	KKC ウエルネスなんば健診クリニック	大阪府大阪市浪速区難波中1-10-4 南海SK難波ビル10F	050-3541-2263	20,900円
兵庫県	28011	KKC ウエルネス神戸健診クリニック	兵庫県神戸市中央区磯上通8-3-5 明治安田生命神戸ビル12階	050-3541-2264	20,900円

●契約解除

都道府県名	契約健診(医療)機関名称	所在地	電話番号	契約解除日
千葉県	医療法人 聖峰会 岡田病院	千葉県柏市末広町2-10	04-7145-0121	令和8年8月1日

2. 「脳検査」 契約健診(医療)機関に新規契約がありましたのでご案内いたします。

●新規契約

都道府 県名	契約健診(医療)機関名称	所在地	電話番号	脳検査料金 (税込)
東京都	医療法人社団東京桜十字 六本木ヒルズ桜十字クリニック	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワーウエスト ウォーク6階	0570-07-5050	29,700円
東京都	医療法人財団 立川中央病院附属 健康クリニック	東京都立川市柴崎町3-14-2 BOSENビル	0570-032-220	27,500円
東京都	新宿三丁目メディカルクリニック	東京都新宿区新宿3-5-6 キュープラザ新宿三丁目2階	03-6380-5908	25,300円
山口県	医療法人社団 宇部中央病院	山口県宇部市西岐波750	0836-51-9222	23,100円

【問合せ】

〒103-8465
東京都中央区東日本橋3-10-4
東京実業健康保険組合 健康管理課
TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510
<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

(5) 健康づくり支援ポスターの送付について

このたび、健康づくり支援（健診受診率向上等）に関するポスターが健康保険組合連合会（健保連）より配布されました。組合員の皆さまへ健診結果とあわせて、健康に対する意識づけにお役立ていただきたく、下記のポスターを送付いたしますので職場に掲示していただきますようお願い申し上げます。

記

・【ポスター】

『「頑張る」ではなく、「仕組み」で見直す食生活』



【問合せ】

〒103-8465

東京都中央区東日本橋 3-10-4

東京実業健康保険組合 健康管理課

TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

(6) 令和8年度「芋掘り」のご案内

1. 開催日

令和8年10月24日(土)

小雨決行(荒天の場合中止することがあります。)

※開催の有無は当日8:00に当組合ホームページNEWS&TOPICSの「イベント」に掲載いたします。

2. 開催場所

荒幡農園(埼玉県川越市南大塚6-12-33)

《交通案内》

◎電車をご利用の方

西武新宿線「南大塚」駅下車 南口より徒歩約20分

◎車をご利用の方

関越自動車道「川越IC」より約5分

3. 受付時間

① 9:00～10:00

② 11:00～12:00

※希望、指定はできませんのでご了承ください。

4. 募集人数

1,000名(満4歳以上)

5. 参加資格

組合員(当組合の被保険者および被扶養者)

6. 参加費

無料

7. 申込方法

●WEB申込みの方

8月6日(木)23:59までに当組合ホームページNEWS&TOPICSの「イベント」に掲載する申込専用フォームより、個人・家族・グループ単位でお申込みください。

※迷惑メール対策やドメイン指定受信などを設定している方は、受付確認メールが届かない場合がありますので「@d y n a x . j p」の受信許可設定をお願いいたします。

●F A Xまたは郵送で申込みの方

8月6日（木）（必着）までに専用の申込書に必要事項をご記入のうえ、F A Xまたは郵送にてお申込みください。

申込書は当組合ホームページよりダウンロードできます。

8. 参加決定

応募多数の場合は抽選とし、当選された方にのみ9月16日（水）にご案内いたします。

●W E B 申込みの方

申込み時に登録したメールアドレスに通知を送信いたします。

●F A Xまたは郵送で申込みの方

送付先住所へ通知をお送りいたします。

9. そ の 他

- ・当日ご参加の組合員（満4歳以上）1人につき4株まで、お土産としてお持ち帰りいただけます。
- ・組合員以外の方が同行する場合は、提供いたします範囲内（株数）で一緒に芋掘りをお楽しみください。
- ・開催場所までの交通費は自己負担となります。

※当組合機関誌「健保だより」・「いきいき」に参加者の方の写真を掲載させていただく場合があります。

【問合せ・申込み】

〒103-8465

東京都中央区東日本橋 3-10-4

東京実業健康保険組合 施設課

TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

(7) スポーツ施設「ルネサンス」キャンペーンのご案内

◎スポーツクラブ「ルネサンス」よりお得な情報をご案内いたします。

法人会員だからお得！

「法人会員」使わない理由が見当たらない!!

4カ月ずーっとおトク！

法人ジム・サウナおためし会員 月々 ￥5,500

月払い会員限定特典！

夏の入会応援キャンペーン！

キャンペーン期間 7月27日（月） ～ 9月27日（日）

月会費（2カ月分）・・・0円

— タオル&シューズレンタル（最大2カ月）・・・0円

※都度利用にも別途特典あり！豊富な会員種別もご用意しています！

詳細につきましては、別紙チラシをご覧ください。

ぜひ、この機会にご自身の健康保持増進にお役立てください。

【問合せ】

東京実業健康保険組合 施設課

TEL 03-3663-1361(代)

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

(8)「個人情報保護の取り組みについて」の
リーフレット送付について

今年度、当組合の「個人情報保護の取り組みについて」のリーフレットを新たに作成いたしましたので、お送りいたします。

なお、個人情報の取り扱いおよび管理についてのお問合せは、リーフレットに記載の本・支部担当課にて受付けております。

また、不明な点や追加等のご希望がございましたら、お手数でも下記担当までご連絡ください。

記

・「個人情報保護の取り組みについて」

【問合せ】

東京実業健康保険組合 企画広報課

TEL 03 - 3663 - 1351(代)

(9) 健康保険組合連合会「4つの約束・3つのお願い」

リーフレットの送付について

日頃より、当組合の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

2025年以降、団塊の世代がすべて75歳以上となり、医療費の増加や現役世代の保険料負担の増大が見込まれる危機的状況を踏まえ、健康保険組合連合会より『ポスト2025』健康保険組合の提言」が発表されております。

今般、本提言にて掲げられている「健康保険組合4つの約束」「加入者の皆さまへの3つのお願い」につきまして、リーフレットを送付いたします。

医療保険制度の危機的状況を乗り越え、将来世代に引き継ぐため、引き続き皆さまのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【問合せ】

東京実業健康保険組合 企画広報課

TEL 03-3663-1351(代)

(10) 機関誌等のメール配信のご案内

当組合では、組合員の皆さまへのご案内の迅速化を目指すとともに、事業所様の利便性や業務の効率化、並びにコスト削減を目的として、組合機関誌「健保だより」および事業所様宛通知文「組合からのお知らせ」（当該送付物）について、メール配信を実施、推奨しております。

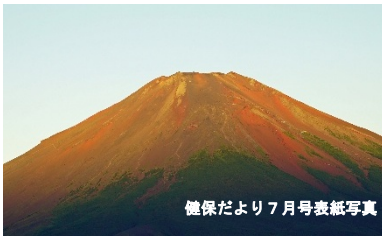
メール配信を実施している事業所様からは「従業員へ社内ツールを用いての連絡が可能となった」や「テレワークでも対応可能」など、利便性や効率化に繋がっているご意見をいただいております。

つきましては、次頁＜メール配信の概要＞の内容等をご確認、並びにご検討いただき、ご希望の場合は、当組合ホームページ【機関誌等メール配信の実施について】より「メール配信依頼書」をダウンロードのうえ必要事項をご記入いただき、組合本部企画広報課までメール、FAXまたは郵送してください。

なお、内容等についてご不明な点がございましたら、企画広報課までご連絡ください。また、行き違いで依頼書をいただいておりますら何卒ご容赦くださいますようお願いいたします。

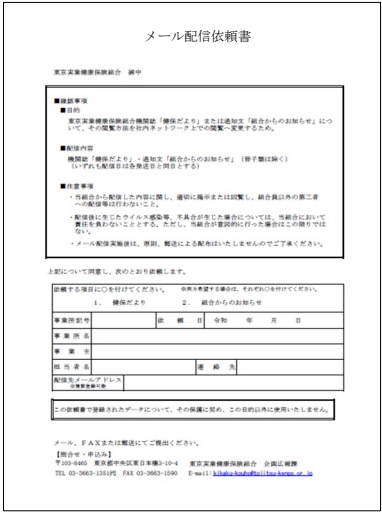
東実健保について

- ▶ 組合案内 / アクセス
- ▶ 東実総合健診センター
- ▶ 診療所 (内科・歯科)
- ▶ 会議室のご案内
- ▶ 加入のご案内
- ▶ 機関誌等メール配信の実施について
- ▶ 東実医療厚生会事業
- ▶ 個人情報保護について
- ▶ マイナンバー制度



ここをクリックしてダウンロード

▶ 機関誌等メール配信の実施について



■ メール配信のメリット ■



機関誌・通知文到着の早期化
(発送日当日に配信するため、各種お知らせをいち早くご確認いただけます。)



配信先ご担当者様が在宅勤務などのテレワークでも確認可能



回覧・配布時間の削減、データベースによる社内共有が可能



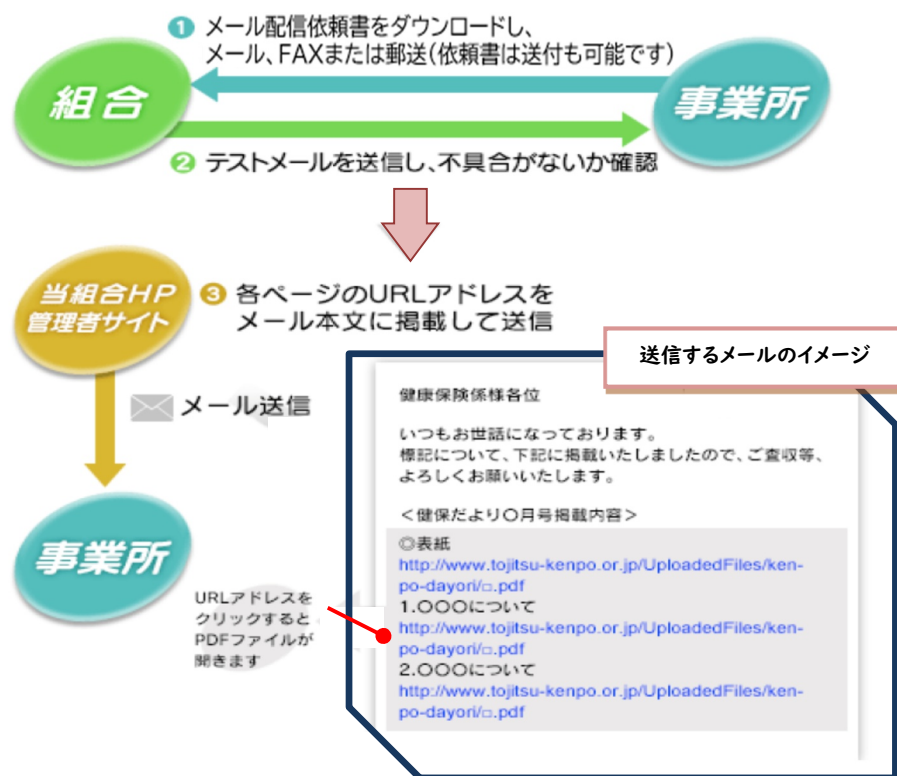
各お知らせやイベントの目的別検索も容易

<メール配信の概要>

■ 注意事項 ■

- ✉ メール配信依頼書の受付後、ご記入いただいたメールアドレスにテストメールを送信いたします。(3日以上経ってもテストメールが届かない場合は、お電話にてご連絡ください。)
- ✉ メール配信実施後は、原則、冊子での健保だより等の送付はいたしません。
- ✉ 「組合からのお知らせ」のメール配信を希望する事業所様につきましては、メールで配信することができない冊子類を別に送付する場合があります。
- ✉ 提出の時期によっては、メール配信までの準備が完了するまで、従来どおりの送付となります。
- ✉ ご担当者様が複数名いる場合も、人数に応じてご登録いただけます。
- ✉ 事業所様におけるメールセキュリティにより、ご利用いただけない場合もありますのでその際はご了承ください。

■ 配信までの流れ ■



【問合せ・申込み】

〒103-8465 東京都中央区東日本橋 3-10-4
東京実業健康保険組合 企画広報課
TEL 03-3663-1351(代) FAX 03-3663-1590

「頑張る」ではなく、 「仕組み」で見直す食生活

「これならできるかも」と感じるものを1つ、
または複数チョイスして、
まずは1週間続けてみましょう。
「できるかも」が「いつものこと」になると、
食生活の見直しが達成されていきます。



外食時

注文をパターン化し、
糖質・脂質をカット！

- ☒ 第一声は「ご飯少なめで！」
- ☐ 揚げ物、少なめ
- ☒ サラダやおひたしを1品追加
- ☐ 肉より魚を
- ☒ ソース等は自分で量を調節



食べ方

ここを意識！

- ☒ 最初の一口は「野菜・海藻・きのこ類」
- ☐ 次は「肉・魚・卵・大豆製品」を食べる
- ☐ 最後に「ご飯・パン・麺類」等、少なめに
- ☒ 一口をいつもより5回多く噛む
- ☒ 会食時も、サラダや刺身から

いつもの
ことを
噛やしていこう！



アルコール

「やめる」ではなく「飲み方を変える」

- ☐ お酒と同量以上の水を交互に飲む
- ☐ おつまみは枝豆、冷奴等、タンパク質を
- ☒ 「しめのラーメン・お茶漬け」を廃止
- ☒ 週2日の「完全休肝日」
- ☒ ノンアルコール飲料を活用



甘い物

「果糖・シヨ糖」は要注意

- ☐ 「甘い飲み物」を卒業。
水かお茶を
- ☒ 菓子パンは「食事」と考えない
- ☐ デザートは「週に〇回」と決める
- ☒ 果物は「朝か昼」に
拳ひとつ分まで
- ☐ 間食を控える

健診を
受けましょう！

健診結果でからだの状態を「見える化」すると、
あなたが優先して見直すものがわかります。
年に一度は健診を受け、健診結果を確認して
生活習慣を見直しましょう。



健康保険組合連合会東京連合会

スポーツクラブ ルネサンス 法人利用のご案内
～初心者の方でも続けやすいプログラムがあります～

Re RENAISSANCE

法人会員

だからお得!

「法人会員」使わない理由が見当たらない!!



全国約132店舗の
ルネサンスを
場所を選ばず、
いつでも自由に。



＼4ヵ月ずーっとおトク!／

法人ジム・サウナ おためし会員

月々¥5,500

月払い会員限定特典!

夏の入会応援キャンペーン! 7/27(月)～9/27(日)

月会費2ヵ月分

0

円

+

タオル&
シューズ
レンタル
最大2ヵ月
通常4,840円相当

0

円

都度利用にも別途特典あり! 豊富な会員種別もご用意しています! 詳しくは法人専用

ページへアクセス



※ご入会時には別途事務手数料1,650円が必要です。※入会特典は、8ヵ月以上月額固定プランにご在籍の方に限ります(都度払い会員は対象外)。※月途中からのご入会の場合、初月分の月会費は「週割り」し、次々月分の月会費に入会特典に充当いたします。※オプションサービスの無料期間終了後は通常月会費に自動移行となります。解約をご希望される場合はフロントにてお手続きください。※フィットネス個人会員からコーポレート会員へ変更の方は対象外。※表示価格は全て税込価格となります。※法人との契約により価格等が変更となる可能性がございます。

ジム・サウナ
おためし会員

【ご利用可能時間・エリア】 ●営業時間中、終日ご利用できます。※24hジム導入店舗のジムエリアは、24時間ご利用できます(休館時間・未成年を除く) ●ジム、スタジオプログラム、ロウカールームと付帯の温浴設備、ラウンジ。(温浴設備は店舗により異なります)
※プール利用をご希望の場合は、Monthlyコーポレート会員など、他のプランをご選択ください。

【ご利用開始条件】 ●最長4ヵ月、新規ご入会者様限定の会員プランで、8ヵ月以上月額固定プランで在籍していただける方に限ります。 ●過去6ヵ月以内に在籍していた方は対象外になります。 ●ご利用期間終了後はご入会時に選択された会員種別に変更となります。(後から種別変更も可能) 会員プランについては料金ページでご確認ください。

お風呂&サウナ

本格的なサウナ&スパ施設!
運動後のリフレッシュはもちろん
銭湯代わりに利用できておトク!

ルネサンスだから
★運動も、★
リラックスも、
仕事もできる!



スタジオ



ジム



プール



初心者向けサポート

何から始めて良いかわからない方には
はじめてのジムトレを無料サポート!

- 1.まずはカラダの状態をチェック!
- 2.数種類のマシンの使い方をご案内
- 3.結果をもとにエクササイズをご提案

マンツーマンサポート
1回15分 **無料!**



分からない事は気軽にスタッフに
相談できて安心!

コワーキングスペース



静かで落ち着いた雰囲気です仕事ができます。電源・Wi-Fi完備だから、パソコンでの作業もスムーズに行えます!



法人会員利用者のお声をご紹介します!



初めてのレッスンも
今では毎日の楽しみに!

Aさん

法人会員の案内を見て入会しました。最初はドキドキしていたスタジオレッスンも、今ではすっかり定番に。誰かと一緒に体を動かす事で負担に感じることなく継続出来るようになりました。



手厚いサポートで
楽しく通えています!

Bさん

スタッフの明るい挨拶や手厚いサポートに助けられています。出張先の店舗に行くことも、楽しみのひとつになりました。全国どこでも、質の高いジムでリフレッシュできるのがいいですね。



清潔な館内で
リラックスできます!

Cさん

みなさんが丁寧に清掃・修繕をしているためか館内がとても綺麗。ロッカールームも清掃が行き届いてとても良いです。広くてきれいな天然温泉や露天風呂もお気に入りです。

※参照元「2025年お客様アンケートより」

自宅の近く、職場の近く、出張先でも。ルネサンスがあなたの健康をサポートします!

利用可能施設は

全国約 **132** 店舗+提携施設!

※提携施設の利用は法人により異なります。詳しくは右記のホームページをご確認ください。
※契約により提携施設がない場合もございます

見学・体験は
お近くの
ルネサンスへ!



あなたの通える
施設をチェック!



項目別個人情報の取り扱いについて

保健事業(健康診査等)における個人情報の取り扱いについて

総合健診センターにおける個人情報の取り扱いについて

保養施設等の利用及び各種大会・教室等のイベント参加における個人情報の取り扱いについて

診療所における個人情報の取り扱いについて

「医療費通知(医療費のお知らせ)」「ジェネリック医薬品差額通知」の個人情報の取り扱いについて

高額医療給付交付金申請による個人情報(個人データ)の共同利用について

「高額療養費」「一部負担還元金」等の自動払いによる個人情報の第三者への提供について

「診療報酬明細書(レセプト)等」に係る個人情報の取り扱いについて

「柔道整復施術療養費支給申請書」の内容等照会に係る個人情報の取り扱いについて

組合機関誌等の広報における個人情報の取り扱いについて

会館等の施設利用における個人情報の取り扱いについて

個人情報の開示等について

匿名加工情報の取り扱いについて

※詳細につきましては、組合ホームページをご確認ください。

個人情報について

組合は、健診結果に基づく事後指導を効果的に行うために、契約健診(医療)機関から全ての検査項目を取得することになります。健診申込書に記載のある健診受診者に係る保有した個人情報は、その保護に努め、安全に保管し、皆さまの健康保持・増進のために行う保健指導、その他アフターフォロー事業の目的以外には使用いたしません。契約健診(医療)機関で受診された検査結果は、東振協に業務委託し、健診データ処理、結果表の作成及び発送をいたします。

お問合せ

個人情報の取り扱い及び管理についてのお問合せは、下記の組合窓口にて受け付けます。

東京実業健康保険組合	本 部	総務課	電話	03-3663-1351(代)
東京実業健康保険組合	本 部	診療所	電話	03-3669-3866
東京実業健康保険組合	本 部	健診センター	電話	03-3669-3861
東京実業健康保険組合	城西支部	庶務課	電話	03-3342-8821(代)
東京実業健康保険組合	城南支部	庶務課	電話	03-5537-2400(代)
東京実業健康保険組合	城北支部	庶務課	電話	03-3980-1501(代)

受付時間 9:00~17:00【土曜、日曜、祝日、その他組合の定める日(年末年始等)を除く】

東京実業健康保険組合

検索

2026.6

個人情報保護の 取り組みについて



組合では、事業活動に関わる全役職員及び関係者に個人情報を安全に管理し、法令に基づき適正に使用することを周知徹底し、皆さまの個人情報保護に万全を尽くすよう努めております。

東京実業健康保険組合

健康保険組合（以下「健保組合」といいます。）は、健康保険法が定める目的「労働者又はその被扶養者の業務災害（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条第 1 項第 1 号に規定する業務災害をいう。）以外の疾病、負傷、若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」に沿って事業を行っています。また、健康保険法では、「保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」とも規定されています。

このように東京実業健康保険組合（以下「組合」といいます。）は、被保険者やその家族（以下「加入者」といいます。）の病気やけが

の治療費をみるだけでなく、出産や死亡した時の費用も補助し、病気やけが、出産のため一時的に収入がなくなった場合には生活費の補助をします。さらに、加入者の健康の保持増進のために 健康教室、健康相談、健康診査など必要な事業も行っております。

加入者個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）は、組合が上記のような事業を行い、加入者に対しサービスを提供していくためにはなくてはならないものであり、その情報を安全に保管し、組合が取り扱うすべての個人情報の保護についての重要性を十分に認識し、取り扱うことを最大の責務と認識し、事業活動に関わる全役職員及び関係者に周知・徹底しております。また、組合では、以下に掲げた事項を常に念頭に置き、加入者などの個人情報保護に万全を尽くすことに努めております。

プライバシーポリシー

（個人情報保護に関する基本方針）

組合は、個人情報を適切に保護する観点から、以下の取り組みを推進します。

1 組合は、個人情報保護に関する法令、通知、国が定める指針及びその他規範を遵守するとともに個人情報保護マネジメントシステムを構築確立し、適切に運用します。

2 次のような適正な管理を行うことで、常に個人情報の保護に努めます。
(1) 個人情報保護管理者の選任による責任の明確化
(2) 個人情報の漏えい、滅失又はき損、目的外利用等の防止及び是正
(3) 安全な環境下で管理するための個人情報データベースへのアクセス制限等の安全対策の実施
(4) 個人情報の保護についての役職員教育の徹底

3 組合は個人情報の取得にあたり、健康保険法等の法令等で取得が義務付けられている場合を除き、加入者に対し、あらかじめ特定した利用目的を明らかにし、取得した個人情報は、利用目的の達成の範囲内で利用し、目的外利用を行わない措置を講じます。

4 個人番号については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」といいます。）で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用いたします。また、特定個人情報の安全管理措置については番号法及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を遵守して適正に取り扱います。

5 取得した個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ている場合を除き、第三者に提供はいたしません。また、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」といいます。）については、本人の同意有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供いたしません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日・法律第57号）第27条第1項各号に該当する場合は、本人の事前の同意を得ることなく、第三者に提供することがあります。

6 組合は、個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報に対する問合せ並びに開示、訂正、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を求められたときは、健康保険法等の法令及び個人情報保護管理規程等並びに個人情報保護マネジメントシステムに従い、適切に対応いたします。

7 組合は、本基本方針及び個人情報保護管理規程等並びに個人情報保護マネジメントシステムについて、法令等の制定改廃や情勢の変化により、継続的に見直しを行い、改善を図ります。

8 個人情報の取り扱い及び管理についての苦情及び相談は、下記の組合窓口にて受け付けます。

基本方針の内容及び個人情報に関わる苦情・相談/問合せ先

東京実業健康保険組合 個人情報保護事務局

〒103-8465 東京都中央区東日本橋3-10-4 TEL:03-3663-1351(9:00～17:00)

【土曜、日曜、祝日、その他組合の定める日(年末年始等)を除く】

制 定:2005年4月1日

最終改訂:2022年4月1日

東京実業健康保険組合

理事長 栗田 和雄

組合の内部での利用に係る事例	他の事業者等への情報提供を伴う事例	審査支払機関への情報提供を伴う事例
1 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的		
●番号法に定める利用事務 ●被保険者資格の確認、被扶養者の認定並びに検認 ●資格確認書等の発行 ●保険給付及び付加給付の実施	●番号法に定める情報連携 ●被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託 ●「資格情報のお知らせ」「資格確認書」の印刷及び発送の外部委託 ●高額療養費及び一部負担還元金等の計算処理(自動払い) ●保険給付の支払に係る口座振替の外部委託 ●第三者行為に係る損保会社等への求償 ●柔道整復師療養費支給申請書等(あんま・はり・きゅう・マッサージ含む)に係るデータ処理の外部委託 ●柔道整復師療養費支給申請書等(あんま・はり・きゅう・マッサージ含む)に対する照会文書の発送及び回収等の外部委託 ●健康保険組合連合会(以下「健保連」といいます。)の高額医療給付の共同事業 ●健保連東京連合会及び東京都総合組合保健施設振興協会の医療給付等の審査相談	
2 保険料の徴収等に必要な利用目的		
●標準報酬月額及び標準賞与額の把握 ●健康保険料、介護保険料、調整保険料、子ども・子育て支援金の徴収	●保険料納付書等の発送及び口座振替の外部委託 ●算定基礎届、賞与支払届等に係る被保険者データ入力 of 外部委託 ●ペイジー収納に係るデータ処理の外部委託	
3 保健事業に必要な利用目的		
●健康保持増進のための健診、保健指導及び健康相談 ●特定健診、保健指導の実施 ●健康増進施設(保養所等)の運営 ●健康づくりのための各種大会及び教室 ●健康管理委員制度を活用した保健事業の有効かつ円滑な実施 ●組合事業の啓蒙を図るための広報誌等の配布 ●高額医療費及び出産費に係る資金貸付事業の実施	●特定健診、保健指導の実施状況管理及び国への報告 ●保健指導、健康相談に関する外部委託 ●健診機関への健診の外部委託 ●本人同意に基づく健診結果の事業者への提供(人間ドックを除く一次健診) ●コロナヘルスの一環である健診結果の事業者への提供 ●健診データ処理等の外部委託 ●健康増進施設(保養所等)の運営の外部委託及び共同事業 ●健康づくりのための各種大会及び教室の運営に関する外部委託 ●健保連主催の共同事業 ●広報誌等の発送の外部委託 ●高額医療費及び出産費に係る資金貸付の共同事業	
4 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的		
●レセプト等の内容点検及び審査	●レセプトデータの内容点検の一部外部委託 ●再審査請求後の紙レセプトデータのバンチ入力及び画像取り込み処理の外部委託	●オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入情報の提供 ●オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供
5 組合の運営の安定化に必要な利用目的		
●医療費分析及び疾病分析 ●傷病(負傷)原因の照会(家族分を含め本人あて通知) ●医療費等の返還請求 ●医療費適正化のための医療費通知(家族分を含め本人あて通知)及びジェネリック医薬品差額通知(該当者あて通知)	●医療費分析の外部委託 ●医療費通知及びジェネリック医薬品差額通知に係るデータ処理、発送の外部委託 ●健保連本部における医療費分析事業への参画	
6 診療所の運営に必要な利用目的		
●当該医療機関が患者等に提供する医療サービス ●患者に係る診療内容等に関する管理業務	●療養の給付等に関して費用を請求する場合における審査支払機関等へのレセプトの提出 ●診療した患者の疾病等に関しての他の医療機関等から保険医に照会があった場合における対応 ●事業主からの委託を受けて健康診断等を行った場合における結果の通知 ●患者の診療等に当たり外部(専門)の医師の意見又は助言を求める場合 ●検体検査業務等の外部委託	
7 総合健診センターの運営に必要な利用目的		
●健康保持増進のための健診、保健指導 ●生活改善等の健康相談及び栄養相談 ●組合診療所における二次検査	●受診者再検査等に係る医療機関等への紹介 ●検体検査業務の一部外部委託 ●保健指導に関する健診データの提供	
8 その他		
●組合の管理運営業務のうち、業務の維持及び改善のための基礎資料の作成 ●組合の管理運営業務に係る記録資料 ●適正な経理事務の執行 ●福祉厚生事業に関する配布先データの作成 ●支払に伴う振込先データの作成	●業務の適正処理のための照会又は回答(保険者間の情報交換) ●組合の管理運営業務のうち、業務の維持及び改善のための外部委託 ●学術研究の用に供する健診データ等の提供 ●東実医療厚生会が行う常備業等の幹旋や医療保険等の案内に係る配布対象者データの提供 ●支払に伴う口座振替の外部委託	
番号法第19条第8号において定められた他の医療保険者又は行政機関(以下「他機関」といいます。)との情報連携における利用目的		
組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合		他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合
9 特定個人情報		
●傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務に係る給付情報等 ●高齢受給者負担区分判定等に係る課税・非課税情報 ●被保険者資格取得事務に係る他機関における資格情報 ●被扶養者認定事務に係る課税・非課税、住民票関係情報等 ●保険料給付及び任意継続被保険者の保険料の還付の事務にかかる公金受取口座の情報	●高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務に係る組合における保険給付関連情報 ●資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務に係る組合における資格取得、被扶養者資格関連情報	
10 オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的		
●特定健診データ	●被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録	

国民皆保険制度を将来世代に引き継ぐために

高齢者人口の増加や医療の高度化により2008年に34.8兆円だった国民医療費は、2023年には48.1兆円にまで膨らみ、2040年には73.3兆円に達するとも予測されています。その一方で、現役世代は減り続け、保険料の負担が急激に増大していくと見込まれています。

国民皆保険制度を未来に引き継いでいくため、私たち健保組合から加入者の皆さまにお願いしたいことがあります。

健保組合から、
加入者の
皆さま
への



3つのお願い

- 1 医療費のしくみや国民皆保険制度の厳しい状況についてもっと知ってください
- 2 自分自身で健康を守る意識をもってください。健診をきちんと受けてください
- 3 軽度な身体の不調は自分で手当するセルフメディケーションを心がけてください

※『「ポスト2025」健康保険組合の提言』より

健保組合は引き続き

「3つのお願い」の周知広報に取り組みます。

事業主の皆さまにもご理解・ご協力をお願いします。

国民皆保険制度を未来へ。皆さまの声をお聞かせください。

医療と国民皆保険制度に関する国民向けアンケート結果を公開中

「きいろをみどりへ」
特設ページはこちらから >>>



ご意見はこちらから >>>



加入者に対して、
健保組合
だからこそ
できる

4つの約束

- 1 各種健診を受診しやすいよう、こまめに働きかけます
- 2 一人ひとりの健康状態に合わせた丁寧な保健指導を実施します
- 3 予防・健康づくりに役立つ情報を提供します
- 4 職場環境に応じた予防・健康づくりに取り組みます(事業主との連携)

※『「ポスト2025」健康保険組合の提言』より

加入者は健保組合に期待しています

健診・予防接種・運動など、健康づくりの支援を続けてほしい。

医療費や制度の現状を、もっと分かりやすく知りたい。

健保組合からの情報が健康づくりのきっかけとなっている。

健保組合の強み

「4つの約束」を着実に実行

加入者と近い関係で、健診・保健指導・情報提供・事業主連携(コラボヘルス)を通じ、加入者の健康をサポート

自主自立の運営

組合会で加入者と事業主の意見を聞き、個々の状況に適した事業を展開(特定健診のほか、若年層健診やレディース検診などにも取り組み、健康経営に貢献)。

健保組合の強みを生かし、

「4つの約束」の着実な実現に取り組みます。

事業主の皆さまにもご理解・ご協力をお願いします。

東京実業健康保険組合



健康保険組合連合会

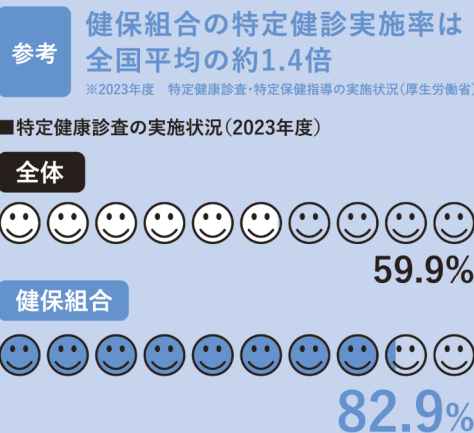
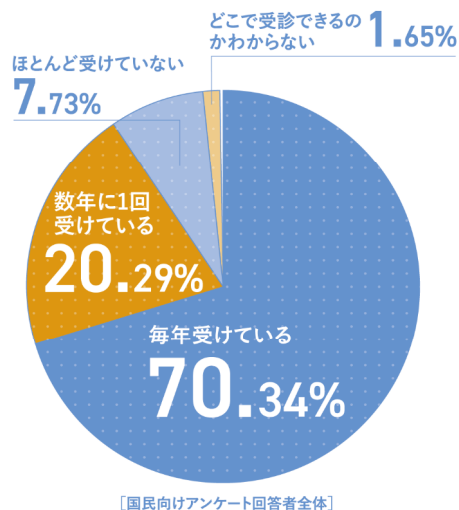
けんぽれん



もっと知ってほしい、健保組合のこと。 働く人とその家族の健康を支えるパートナー



健保組合は、高い健診実施率で健康を支えています



アンケート調査で判明

あって良かった健保組合加入者の声

健診や人間ドックの補助があり、受診のハードルが下がったと感じている。早期発見につながり、結果的に安心につながっている。

健診の大切さを改めて認識し、忙しくても受診しようと思うようになった。

制度や医療費の仕組みなど、難しい内容を分かりやすく伝えてもらえる点が助かっている。自分の行動を見直すきっかけになった。

医療費や制度について、日頃から知っておくことの大切さを感じた。

医療保険制度の現状を知り、自分の受診行動を見直すきっかけになった。

健診結果に応じて、必要なタイミングで声をかけてもらったのがありがたかった。自分の健康を見てもらえていると感じた。

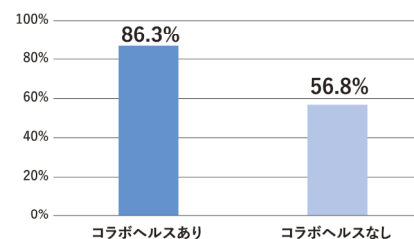
軽い症状では市販薬を活用する意識が高まった。

会社と連携した健康づくりの取り組みがあり、職場全体で健康を意識する雰囲気が生まれていると感じる。

健保組合の強みであるコラボヘルスで健康支援を進めます

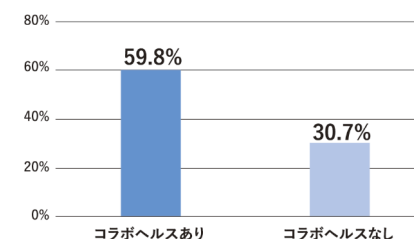
女性の健康支援では
実施率は約1.5倍!

■女性特有の健康課題等性差に応じた健康支援



40歳未満の健診データを活用した事業(若年層向け保健指導等)では
実施率は約2倍!

■40歳未満の健診データを活用した事業



コラボヘルス(事業主と連携した予防・健康づくり等の取り組み)は
健保組合のメリットです。

事業主の皆さまには、より充実した取り組みにするために、
健保組合との協力をお願いします。

さらに充実した 取り組みをめざして

●女性特有の健康課題等、性差に応じた健康支援[952健保組合]

約7割/

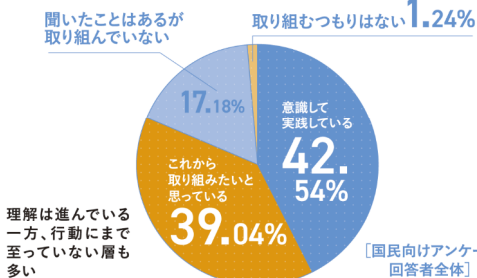
●40歳未満の健診データを活用した事業[557健保組合]

約4割/



セルフメディケーション※の 推進にも取り組みます

※自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること



理解は進んでいる一方、行動にまで至っていない層も多い

●健康保険の大切さや
上手な医療のかかり方を加入者に
伝える取り組みを実施[902健保組合]

約7割/